平成28年2月10日 環 境 局

環境委員会参考資料

議案第 3号 参考資料

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1ページ

議案第29号 参考資料

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について 2ページ

議案第34号 参考資料

仮称リサイクルパークあさお整備事業資源化処理施設建設工事請 負契約の変更について 3ページ

議案第 3号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 「川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会」について

(1) 設置目的

- ●本市では、地球温暖化対策の推進に向け、市内にある優れた環境技術により、 CO2削減に貢献する企業の取組を評価し普及を図る事業として、「低CO2 川崎ブランド」及び「川崎メカニズム認証制度」(以下「両事業」という。)を 実施している。
- ●両事業の認定・認証に係る審査業務を担う附属機関として、学識経験者等で構成する「川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置している。

(2) 改正理由

- ●両事業については、認定製品等の普及促進の強化を図るため、平成28年度に、本市が直接運営する体制から産業支援団体等(川崎商工会議所、公益財団法人川崎市産業振興財団等)と本市が連携し運営する「(仮称)協議会」に移行するため、附属機関条例から「評価委員会」を除くものである。
- ●なお、「評価委員会」が行っている審査業務については、引続き、「(仮称)協議会」において実施するものとし、現評価委員会の学識経験者に審査業務を依頼する予定である。

(3) 改正内容

	現							
別表第1 (第2条~第5条関係)								
市長の附属機関	對							
附属機関	所掌事務	委員	委員の構成	委員				
		の定		の任				
		数		期				
川崎市温室	製品等のライフサイクル (製品等の	1 1	(1)学識経験者	2年	削除			
効果ガス排	原材料の調達から廃棄又は再資源	人以	(2)関係団体の					
出量ライフ	化までの一連の流れをいう。以下こ	内	役職員					
サイクル評	の項において同じ。) を通じて温室							
価委員会	効果ガスの削減効果の高い製品等							
	の認定及び製品等のライフサイク							
	ルを考慮したう上で市外での温室							
	効果ガスの削減に貢献する量の認							
	証に関して調査審議すること。							

(4) 施行日

●平成28年4月1日

議案第29号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後 改正前 ○川崎市余熱利用市民施設条例 ○川崎市余熱利用市民施設条例 平成元年12月26日条例第35号

(略)

別表 (第10条関係)

1 施設利用料

(1) 専用利用料(王禅寺余熱利用市民施設)

(1) 与用利用	村(工作寸示が	Whith the training	110					
		金額						
種別	午前	午後	夜間		全日			
	9 時~12時	1時~4時	5 時~8	時	9時~8時			
会 大会議室	2,500円	3,000円	3,000円		8,500円			
議 第1会議室	700円	900円	900円		2,500円			
室 第2会議室	700円	900円	90	0円	2,500円			
第3会議室	700円	900円	900円		2,500円			
第4会議室	700円	900円	900円		2,500円			
レクリエーショ	ン 4,000円	6,000円	6,000円		16,000円			
ルーム								
ゲートボール場	午前	Ė	一後		全日			
	9 時~12時	1 時~	4 時	9時~4時				
	1,000円	1,000円	2,0		000円			
駐車場	基本	料金	超過料金					
	1台1時間	まで 100円	超過時間	引30分までごとに				
			50円					

備考 利用許可(駐車場を除く。)の時間を超えて利用する場合の施設利 用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時 間とする。) につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料 の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区 分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(2) 個人利用料

(Z)	区分 基本料金 超過料金								
温水									
プー	堤	根	15歳以上の者	1人1回	200円	超過時間	튁	100円	
ル	余	熱	3歳以上15歳未	1時間まで	50円	30分ま	でご	25円	
	利	用	満の者(中学生を			とに			
	市	民	含む。)						
	施討	r. Z							
	王.	褝	15歳以上の者	1人1回	300円	超過時間	罰	150円	
	寺		3歳以上15歳未	1時間まで	100円	30分ま	でご	50円	
	余	熱	満の者(中学生を			とに			
	利	用	含む。)						
	市	民							
	施設	ī.							
トレ					金	額			
-=			区分	午前	4	午後		夜間	
ング				9 時~12時	1時	1 時~ 4 時		5時~8時	
ルー	王	褝	20歳以上の者	300F	핏	300円		300円	
ム	寺	余	15歳以上20歳未	100	Э	100円		100円	
	熱	利	満の者20歳以上						
	用	市	の学生						
	民	施							
	設								

備考

- 1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- トレーニングルームを利用できる者は、15歳以上の者とする。
- 3 中学生とは、中学校(<mark>義務教育学校の後期課程、</mark>中等教育学校の前 期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。

平成元年12月26日条例第35号

(略)

別表(第10条関係)

1 施設利用料

(1) 専用利用料(王禅寺余熱利用市民施設)

()	1) 导用利用科	(工件寸示が	STUT.	111111111111111111111111111111111111111	以)			
		金額						
	種別	午前 4		午後	夜間		全日	
		9 時~12時	1時	~ 4時	5時~8	時	9時~8時	
슾	大会議室	2,500円	0円 3,000		3,000円		8,500円	
議	第1会議室	700円		900円	900円		2,500円	
室	第2会議室	700円		900円	900日		2,500円	
	第3会議室	700円		900円	900		2,500円	
	第4会議室	700円		900円	900円		2,500円	
レ	クリエーション	4,000円	6, 000F		6,000円		16,000円	
ル	ーム							
ゲ	ートボール場	午前		4	一後		全日	
		9時~12時		1時~	4 時	91) 時~4 時	
		1,000円		1,000円	2, 0		000円	
駐車場		基本料金		j		超過料金		
		1台1時間まで		100円 超過時間30分		分までごとに		
					50円			

備考 利用許可(駐車場を除く。)の時間を超えて利用する場合の施設利 用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時 間とする。) につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料 の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区 分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(2) 個人利用料

(2)	- 11	믜기	(利用科						
温水	区分			基本料金	超過料金				
プー	堤	根	15歳以上の者	1人1回	200円	超過時間	1	100円	
ル	余 熱3歳以上15歳未		3歳以上15歳未	1 時間まで 50円		30分ま	25円		
	利	用	満の者(中学生を			とに			
	市	民	含む。)						
	施討	元 文							
	王 禅15歳以上の者		15歳以上の者	1人1回	300円	300円超過時間		150円	
	寺		3歳以上15歳未	1時間まで	100円	30分ま	でご	50円	
	余	熱	満の者(中学生を			とに			
	利	用	含む。)						
	市	民							
	施記	几 又							
トレ				金額					
ーニ			区分	午前	4	午後		夜間	
ング				9時~12時	1時	1時~4時		5時~8時	
ルー	王.	王 禅20歳以上の者		300円		300円		300円	
ム	寺	余	15歳以上20歳未	100円	9	100円		100円	
	熱	利	満の者20歳以上						
	用	市	の学生						
	民	施							
	設								
HI-									

備考

- 1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- トレーニングルームを利用できる者は、15歳以上の者とする。
- 3 中学生とは、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の 中学部を含む。) に在学する者をいう。

【資源化処理施設建設工事における主な地中障害及び追加工事】



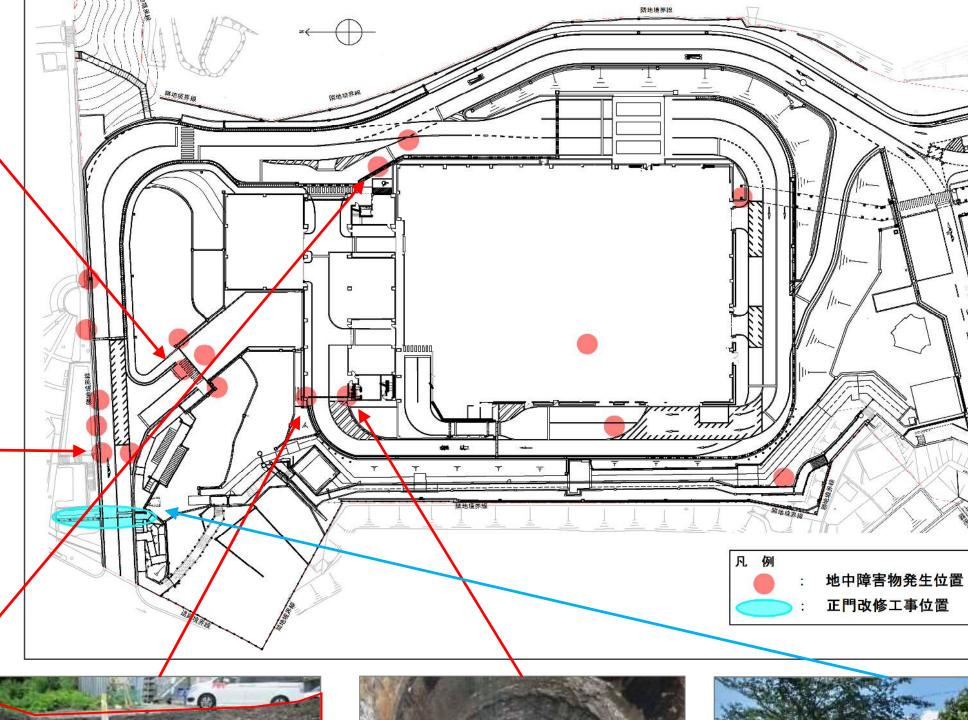
① 地中障害物(コンクリート構造物)



② 地中障害物(コンクリート構造物)



③ 撤去後の地中障害物(コンクリート構造物)





④ 地中障害物(アスファルト舗装)



⑤ 地中障害物(コンクリート構造物)



⑥ 追加工事(正門改修工事)